

被扶養者認定に必要な添付書類一覧（任意継続用）

16歳以上の方につきましては**健康保険被扶養者異動届**と**現況書**の他に下記の添付書類を添えて当組合までご提出ください。扶養に入るためには、一定の条件を満たしている必要があるため書類を提出することで無条件に認定されるものではありませんのであらかじめご了承ください。

: 必ずご提出ください
: 該当する方は必ずご提出ください

対象者の方の現況	必要書類	1 住民票	所得を確認する書類					その他	
			課税(非課税) 証明書	給与明細(写) 直近3ヶ月分	雇用保険 関係書類	2 送金証明	3 年金改定 通知(写)		
子	学生			(アルバイト)			(年金受給者)	学生証(写)	
	学生以外						(年金受給者)		
配偶者 (妻・夫)	専業主婦(夫)						(年金受給者)		
	働いている方 (パート・自営業等)						(年金受給者)	自営業の方は 確定申告書(写)	
	退職を理由に 扶養に入る方						(年金受給者)		
	結婚を理由に 扶養に入る方						(年金受給者)	婚姻日の わかる書類	
父・母	同居	無職					(年金受給者)		
		働いている方 (パート・自営業等)					(年金受給者)	自営業の方は 確定申告書(写)	
		退職を理由に 扶養に入る方					(年金受給者)		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	無職					(年金受給者)		
		働いている方 (パート・自営業等)					(年金受給者)	自営業の方は 確定申告書(写)	
		退職を理由に 扶養に入る方					(年金受給者)		
その他の 親族	同居	学生		(アルバイト)			(年金受給者)	学生証(写)	
		無職					(年金受給者)		
		働いている方 (パート・自営業等)					(年金受給者)	自営業の方は 確定申告書(写)	
		退職を理由に 扶養に入る方					(年金受給者)		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	学生			(アルバイト)			(年金受給者)	学生証(写)
		無職						(年金受給者)	
		働いている方 (パート・自営業等)						(年金受給者)	自営業の方は 確定申告書(写)
		退職を理由に 扶養に入る方						(年金受給者)	

- 1 住民票： 別居・同居にかかわらず被保険者から見た続柄が配偶者(妻・夫)と子以外の方は全員提出が必要です。対象の扶養家族の方のもので、世帯全員の続柄入りのものをご提出ください。
(例：対象の扶養家族が別居の父母の場合 父・母の住民票(父母が同一世帯なら住民票は1通))
- 2 雇用保険関係書類： 雇用保険未加入・受給権なし・放棄の方 退職日と在籍期間の確認できる書類(写)
雇用保険受給申請前・申請中の方 離職票1, 2又は雇用保険受給資格者証(写)
雇用保険受給制限中・受給中の方 雇用保険受給資格者証の全ページ(写)
雇用保険受給期間延長中の方 雇用保険受給期間延長証明書(写)
雇用保険受給終了後の方 終了印のある雇用保険受給資格者証の全ページ(写)
- 3 送金証明書： 金融機関の振込票控又は現金書留の控等、被保険者が別居の扶養家族の方と生計を同じにしている事が第三者からみて証明できる書類。

注意： 60日以上遡って扶養に入られる場合には、別途ご提出いただく書類がございます。あらかじめ理美けんばまでご相談ください。その方の状況により、上記以外にも追加でご提出いただく書類がございます。
例：傷病手当金受給の方 保険給付支払決定通知書(写)等
養子縁組・内縁関係の方 戸籍謄本
外国籍の方 登録原票記載事項証明書 又は 外国人登録証明書(両面写)
どの書類を提出すればよいか不明な場合には、直接理美けんばまでご相談ください。